

奈良県農政推進会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十一号

奈良県農政推進会議規則の一部を改正する規則

奈良県農政推進会議規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県食と農の振興会議規則

第一条中「奈良県農政推進会議」を「奈良県食と農の振興会議」に、「農政推進会議」を「食と農の振興会議」に改める。

第二条第一項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項から第三項まで、第六条第一項及び第四項、第八条並びに第九条中「農政推進会議」を「食と農の振興会議」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。